⑶3　投資有価証券の主要銘柄

ａ　有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」⑵8ａただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

ｂ　投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。以下⑶3において同じ。）のうち、評価額上位30銘柄について記載すること。

ｃ　発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券（債券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該債券が発行されていない場合における当該権利を含む。）である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

ｄ　当該投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。

ｅ　投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

⑶4　投資不動産物件

ａ　有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」⑵9ａただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

ｂ　投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下⑶4において同じ。）について、所在地による地域別、用途別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別等、価格（規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。））、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ｂにおいて「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近５年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下ｂにおいて同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10％以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近５年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10％以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

⑶5　その他投資資産の主要なもの

ａ　有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに外国投資信託受益証券が発行される場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」⑶0ａただし書に準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

ｂ　投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。

ｃ　当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。

ｄ　投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（⑶3ｃ又は⑶4ｂに掲げる事項）を記載すること。

ｅ　投資資産がｄに掲げる権利以外の権利である場合には、ｄに準じて記載すること。

⑶6　運用実績

ａ　運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

ｂ　併合により新たに外国投資信託受益証券が発行されるため又は運用実績に係る期間内に併合があったため運用実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、投資者が存在しない期間に係るファンドの運用実績を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」⑶1ｂに準じて、当該併合に係るファンドの運用実績について記載すること。

⑶7　純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前１年以内における各月末及び直近10計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（６月を１計算期間とするファンド（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。⑶8、⑶9及び⑷0ａにおいて同じ。）にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び基準価額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

なお、当該届出に係る外国投資信託受益証券が金融商品取引所に上場されている場合には、金融商品取引所の市場相場及び当該金融商品取引所の名称を付記すること。

⑶8　分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、外国投資信託受益証券１単位当たりの分配の額を記載すること。

⑶9　収益率の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、収益率（計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。）を記載すること。

⑷0　販売及び買戻しの実績

ａ　有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を記載すること（本邦内における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び買戻し総額又は買戻し数量を内書きにすること。）。

ｂ　併合により新たに外国投資信託受益証券が発行されるため又は販売及び買戻しの実績に係る期間内に併合があったため販売及び買戻しの実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、投資者がファンドの存在しない期間に係る販売及び買戻しの実績を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」⑶5ｂに準じて、当該併合に係るファンドの販売及び買戻しの実績について記載すること。

⑷1　申込（販売）手続等

ａ　外国投資信託受益証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。

ｂ　積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。

ｃ　外国投資信託受益証券１単位当たりの販売価格が基準価額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑷2　買戻し手続等

ａ　外国投資信託受益証券の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。

ｂ　外国投資信託受益証券１単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。